

# GLOBE

グローブ 2018 春

93



(公財) 世界人権問題研究センター

# 世界人権宣言70周年 記念シンポジウム

テーマ

## いま世界人権宣言を読み解く

2018年度

人権  
大学  
講座

受講料  
無料

(先着800名様)

1948年12月10日に国連総会で世界人権宣言が採択されて、今年  
は70周年の記念すべき年です。世界中のすべての人びとおよび国が  
達成すべき共通の人権基準をさし示した世界人権宣言は、国際社会  
においてこれまでどのような役割を果たし、また今後果たそうとす  
るのでしょうか。

国際人権法の専門家を招いて、みなさんとともに考えてみたいと  
思います。

日程

6月15日(金)

時間

13時30分～16時

場所

同志社大学寒梅館

基調講演

横田洋三

(公財)人権教育啓発推進センター理事長

パネル  
ディスカッション

横田洋三

坂元茂樹

(公財)世界人権問題研究センター所長  
同志社大学教授

薬師寺公夫

立命館大学特任教授

前田直子

京都女子大学准教授

ご予約・お問い合わせ  
(公財)世界人権問題研究センター

TEL: 075-231-2600  
FAX: 075-231-2750  
mail: jinken@khrri.or.jp

お申し込み  
前日までに電話・FAX・メール等でお申し込みください

# GLOBE

GLOBE No. 93 2018 spring 目次

外部寄稿	センターのReスタート ↳ ビジョンを踏まえて …………… 大谷 實	4
	「天才アート」の使命 …………… 高島 寛	4
	世界人権宣言採択七〇周年を迎えて …… 坂元 茂樹	6
プロジェクトチーム一	「インターネットと人権」 プロジェクト開始にあたって …………… 毛利 透	8
プロジェクトチーム二	「共に生きる地域研究の可能性」 …………… 小林 丈広	10
プロジェクトチーム三	子どもの貧困と人権 ↳ EB PとVB P …………… 山野 則子	12
プロジェクトチーム四	女性差別撤廃条約総括所見を めぐる総合的研究について …………… 吉田 容子	14
プロジェクトチーム五	「移住者と人権」研究チームの 発足によせて …………… 薬師寺公夫	16
プロジェクトチーム六	企業の社会的責任と人権 …………… 西村健一郎	18
報告	講演会 「SDGs時代の企業の社会的責任を考える」 …… 青木 克也	20
事業紹介	ビジョン策定の経緯と研究部門の改編 …… 西川 隆善	22
事業案内	2018年度 人権大学講座 ……………	24
研究員紹介	研究部門の紹介 ……………	26

GLOBE (グローブ) ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。

■表紙のテーマ「表現することで私になれる」

■作品は「天才アート」<(特定非営利法人) 障害者芸術推進研究機構提供>服部可菜恵/サツキ 2015年制作

# センターのReスタート 〜ビジョンを踏まえて



研究センター理事長  
前学校法人同志社総長

大谷 實

## I あり方検討委員会と改革ビジョン

(1) 中期計画から改革ビジョンへ 世界人権問題の研究センターは、一九九四年にスタートして以来、創立の趣旨に即して一定の研究成果を挙げてまいりましたが、二〇一二年に公益財団法人への移行を契機として、二一世紀を真に人権の世紀とするため、二〇一三年から二〇一七年度までの五年間を中期計画期間と定め、発展のための努力を重ねてきました。

しかし、時代に即応した、より一層充実した持続可能な民間研究機関とするため、①センターの研究活動の活性化、②研究成果の還元の実現、および③財務の改善を

主な目的として、二〇一六年一月に「あり方検討委員会」を立ち上げ、5回にわたる委員会の議論を踏まえまして、昨年11月末に当センターを存続・発展させるための「改革ビジョン」を策定した次第です。

(2) 改革ビジョンの前身 ビジョンの内容をかいつままで申しますと、①世界人権問題研究センター創設時の設立趣意書および二〇一二年の内閣府認定による当法人の定款を再確認した上で、当センターのミッションを明確にすること、②人権問題を研究する人材を広く全国から集め、全国規模の共同研究方式を基本として研究事業を展開すること、③研究成果の発信に努め、市民・市民の人権意識の向上を図ること、④生起する人権課題を的確に捉えて社会のニーズに応えられるようにするために、研究体制を見直すこと、⑤従来の研究部門制を廃止し、プロジェクト型チームを編成して研究を展開すること、⑥研究期限を3年以内とし、研究成果を論文等で積極的に発表するとともに、府民・市民の人権教育・啓発に資するように発信方法を工夫すること、⑦社会のニーズの把握や研究成果の発信力の飛躍的向上を目指し、人権大学講座、人権ガイドの研修等の研究に関連した事業の実現を図ること、⑧収入増加のための工夫や基本財産運用等につき、京都府および京都市と協議しながら

ら推進すること、以上の八つに要約することができます。

## II 改革ビジョンの具体化

(1) 研究体制 当センターとしましては、今回の改革ビジョンを「第一次中期計画」に続く「第二次中期計画」として位置づけ、二〇一八年度から二〇二〇年度までを新体制への移行期間とし、二〇二一年度から新体制下で、改革ビジョンに即した研究事業を展開してまいります。

研究体制としてはプロジェクト・チーム型とし、原則として4〜5のチームを設置することと致しました。各チームの編成は、理事長、所長及び編成顧問による編成会議の合議によることを原則とし、一応、3チームと考えていますが（合議枠）、必要に応じて所長が1〜2チームを推薦できることとしました（推薦枠）。チームは、代表者（チームリーダー）、専任研究員、嘱託研究員等で構成されます。

(2) 研究の推進 チーム編成会議の論議をふまえて、新たに「インターネットと人権」や「子どもの人権」などの研究テーマが取り上げられます。問題は、予定の3年間で社会や自治体に提言できるような成果を上げることができるかにあります。例えば「子どもと人権」を

選んだ場合、我が国の子どもに係る人権課題だけでなく、虐待や貧困、いじめ、体罰、不登校など数多くあり、原因から対策等のすべてを包括した人権課題の研究することは、かなり難しいと思われます。その意味で、研究対象を具体的に選ぶにあたっては、研究の必要性と併せて、その実効性・可能性についても慎重な配慮が望まれます。

## III Reスタートの今後

今回の改革ビジョンは、有識者の皆さまの貴重なご意見や議論を踏まえ、研究運営委員会および理事会・評議員会にお諮りして決定したものであります。当センターとしては、このビジョンを踏まえて、人権問題を対象とする民間学術研究機関として最高のものを目指し、改革に取り組んでまいり所存です。今年度は、世界人権宣言採択70周年という節目の年に当たります。「人権文化の豊かな京都」を目標として、更なる努力を傾注いたします。本誌の読者の皆さまにおかれましても、当センターの一層の発展のために、忌憚のないご意見を賜り、今後とも御支援くださいますよう、何卒よろしくお願い致します。

(注) 改革ビジョンはホームページ(<http://www.khri.or.jp/>)で

ご覧いただけます。

## 「天才アート」の使命



特定非営利法人／障害者芸術推進研究機構  
理事長

高島 寛

「天才アート」とは障がいのある人の手による独自の創作をいいます。

この天才アート作品が今号から本誌の表紙に連載されることになりました。そこでこの機会に「天才アート」とそれを推進するNPO法人「天才アート KYOTO」について紹介したいと思います。

\*

天才アートって何？この呼称に奇異感をもつ方が多いようです。特定非営利法人／障害者芸術推進研究機構（以下 当機構）が障がいのある人の創作に対して名づけた愛称です。二〇一〇年、当機構設立の際、作品を目にした関係者の多くが「これぞ天才アート！」

と口にしました。その比類ない表現を前に出た率直な言葉でした。これが発端になり、以降少しずつ市民の間でも認知されるようになってきました。当機構自体も通称を「天才アート KYOTO」として活動をつづけ八年が経過しました。

設立当時は障がいのある人の創作に対する関心はまだ低いものでしたが、二〇〇六年に京都市立総合支援学校で放課後に「制作活動」が開かれ、さらに二〇〇八年には文科省の委託研究を受けて教育課程に「外部の美術専門家を活用した制作活動」の時間が設けられることになりました。

こうした取り組みから、数年間で数多くの「天才アート」作品が生まれてきますが、学齢期を終えた人のほとんどは施設などで就労につき、創作の機会は失われます。

せめて余暇には制作活動が継続され、それぞれが欲びや安らぎや生き甲斐をもてる環境を確保すべきではないかという声が自然に関係者から湧き上がります。こうして当機構が設立されることになりました。

\*

具体的な活動内容は、まず制作のためのアトリエの運営です。利用者たちは月一度開かれる土・日曜日に自由に集まってきて思い思いに制作に没頭します。廃



校になった元・新道小学校の教室を利用しています。また自前の撮影スタジオを設け、制作された全作品のアーカイブ化をすすめています。このデータのおかげで複製画や諸々の商品開発など作品の二次利用が容易になりました。

そして、もっとも重要と考える活動のひとつは作品展の開催です。啓発活動の推進事業の一環でもあります。が、なによりも利用者の喜びややり甲斐につながるからです。

現在、アトリエの利用者は五〇名ほど、一〇代から四〇代と幅広い年齢構成ですが、特筆すべきは類似する作品は生まれにくいことです。手法もモチベーションも一人ひとり異なるからです。たとえば、かたちを面だけでとらえて絵具で表出するもの、逆に鉛筆の線だけのもの。自己の記憶や願望を独自のイメージで展開するもの。セロテープやハサミを使ったオブジェづくりを淡々とつづけるもの、といった具合です。ただそこに共通するのは、自己に対する素朴で純粹な姿勢と制作態度です。『ココロのアート』とでも言えばいいのでしょうか。

\*

この一〇年間で障がい者芸術に対する認知度はずいぶん高まってきました。すでに現代芸術として定着し

ている欧米にならってアールブリュット(仏)とかアウトサイダーアート(英)と呼ばれたりもしています。また各地の福祉施設でも制作活動が取り入れられ、そのネットワークもひろがってきました。

しかし、いま問題点は障がい者芸術がかかえる二つの視点つまり福祉と芸術の相関です。福祉の視点に立てば、芸術面は軽んじられるし、反対に芸術の視点からは福祉の現実が遠ざかる傾向にあります。この相反するような両者をいかに両義的に成り立たすかがよく議論されます。

当機構では福祉事業の一環として分け隔てない創作環境を整備すると同時に、そこから生まれる作品に関しては一般の芸術価値で評価すべきと考えます。芸術に關して障がいと健常の壁はないからです。結論的には福祉と芸術を複眼的な視点をもつことが不可欠であると言えます。

最近の内閣府の「障がい者に関する世論調査」によれば、国民の八割が「障がいのある人に対して差別や偏見がある」と思っているという残念な結果です。障がいのある人の卓抜した創作は、こうした状況を見直す可能性を秘めているはず。日常の活動を通して「天才アート」もその役目を担っていると思っ

## 世界人権宣言採択七〇周年を迎えて



研究センター所長  
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

世界人権宣言は、一九四八年十二月一〇日に第三回国連総会決議で採択され、今年は採択七〇周年に当たります。同宣言は、世界中のすべての人びとおよび国が達成すべき共通の人権基準をさし示した国連の宣言です。しかし、残念ながら、国連総会の決議は、法的拘束力がありません。

その後、国連は、世界人権宣言の内容を法的に拘束力ある文書にした国際人権規約（一九六六年）を採択しました。このほか、歴史的に人権の享受を妨げられてきた人びとが平等に人権を享受できるように、さまざまな差別の禁止、子どもや障害のある人のように特別の立場に

ある人びとの権利をより具体的に定めるために、人種差別撤廃条約（一九六五年）、女性差別撤廃条約（一九七九年）、子どもの権利条約（一九八九年）、さらに障害者権利条約（二〇〇六年）など多くの人権条約を採択しています。それらすべての条約の考え方の出発点になっているのが、世界人権宣言です。

同宣言の第一条には、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利において平等である」と書かれています。人間の尊厳こそが、人権の最も根本にあり、それはすべての人間がもっているということです。

最近、日弁連の調査で、旧優生保護法（一九四八～一九九六年）の下での「優生手術」——知的障害者や精神障害者への強制不妊手術をそのように呼んでいました——の件数が約二万五千件、強制手術を受けた人は約一万六五〇〇人であったことが明るみに出ました。日本が二〇一四年に締約国となった障害者権利条約は、すべての障害者があらゆる人権と基本的自由、並びに尊厳を有することを確認し、締約国にその尊重を促しています。旧優生保護法による障害者に対する先の措置が、世界人権宣言や障害者権利条約第二三条と両立しないことは明



らかです。障害者が、他の健常者と同様に、基本的人権と個人の尊厳を有し、生殖能力を保持し、子の数などの決定権を有していることは言うまでもありません。

他方で、近頃、日本では、人種や民族、国籍などの属性を理由として、その属性を有する少数者の集団もしくは個人に対し、差別、憎悪、排除、暴力を扇動し、または侮辱するヘイトスピーチがみられるようになりました。こうしたヘイトスピーチが、少数者に属する人びとの尊厳を傷つけることはいずれでもありません。

このような活動を行う人たちの中には、自分たちが行っているのは政治活動であり、表現の自由の行使だと述べる人がいます。たしかに、世界人権宣言は、第一九条で「すべての者は、意見及び表現の自由についての権利を有する」と規定し、表現の自由を認めています。同時に第三〇条で、「この宣言のいかなる規定も、いづれかの国、集団又は個人が、この宣言に規定する権利及び自由のいずれかを破壊することを目的とする活動に従事し又はそのようなことを目的とする行為を行う権利を有することを意味するものと解することはできない」と述べ、世界人権宣言が認める人権を他の人の自由や人権を損なう形で用いてはならないと規定しています。この

ことを、われわれは忘れてはいけません。

ところで見過ごされがちですが、世界人権宣言の第二七条は、「すべての者は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を享受し、並びに科学の進歩及びその利益にあずかる権利を有する」と規定しています。『グロープ九三号・二〇一八年春』号から、障害者の方々が書かれた絵が表紙を飾ることになりました。こうした方々の絵を楽しんでいただくとともに、文化生活への参加と芸術の享受も、世界人権宣言が目指す権利の一つであることを知っていただきたいと思えます。

世界人権宣言は、その前文で、「社会におけるどの個人もどの機関も、この世界人権宣言を常に念頭におきながら、これらの権利と自由の尊重を促進すること、またこれらの権利と自由の普遍的かつ効果的な承認と遵守を確保することをめざして努力すること」を求めています。そのためには、世界人権宣言が多くの人に知られ、実際の生活に活かされなければなりません。世界人権宣言を学び、人権という普遍的な共通価値の存在を知り、その実現をめざす必要があります。二一世紀を人権の世紀にするためにも、われわれ一人ひとりが、改めて世界人権宣言を読み返す必要があります。

## 「インターネットと人権」 プロジェクト開始にあたって



研究センタープロジェクトチーム一  
（インターネットと人権）リーダー  
京都大学大学院法学研究科教授

毛利 透

私は、本年度より、プロジェクトチーム「インターネットと人権」のチームリーダーを務めることになりました。インターネットは、現代を生きる我々にとって欠かせないコミュニケーション・ツールとなりましたが、誰もが手軽に、かつ多くの場合匿名で使用できるといふその特性から、多くの社会問題を引き起こしていることもまた周知のところだと思います。

このプロジェクトチームの構想は、世界人権問題研究センター所長でいらっしやる坂元茂樹先生が、大阪市のヘイトスピーチ対処条例（二〇一六年制定）によって設置されたヘイトスピーチ審査会の会長とし

ての職務を果たされる中で、特にインターネット上のヘイトスピーチに対する対処において様々の困難な法的問題が発生することを実感されたことに由来するとうかがっております。私がチームリーダーを打診されたのは、当該条例の成立過程において、私が検討部会委員として少々お手伝いしたこと、また、私がインターネット上の違法表現についてのプロバイダ責任の追及法理や、匿名表現者についての情報開示請求が認められる範囲について、比較法的検討を行う論文をいくつか発表していたことによると思われます。

ただし、私自身は、インターネット上のヘイトスピーチにどのように法的に対処すべきかについて、定見を有しているわけではありません。そもそも、ヘイトスピーチを法的にどのように評価すべきかについて、意見は大きく分かれています。特定の人種・民族・宗教集団に属する人々を誹謗中傷し、社会から排除しようとするような言論には、保護される価値はないという学説もあります。特定の個人の名誉やプライバシーが侵害されていない限り、表現の自由の観点からして国家がそれを禁止することは許されないという学説も有力です。また、インターネット上の匿名表現についても、他人を平気で傷つけるような無責任な発

言を助長しているとして、発言者についての情報の強制的開示を広く認めるべきだという立場がある一方で、実社会でのあつれきを恐れて実名では発言しにくい人々にも表現の機会を与え、表現の自由の幅広い保障に資するメカニズムであるとして、匿名性自体が保護に値するとする立場もあります。どちらの立場も一方的に誤っているわけではなく、私自身、悩みながら最適解を探しているところであるといえます。

このようにいうと、何とも頼りないチームリーダーだと思われてしまうかもしれません。そして、実にとおりというしかないのですが、今回のプロジェクトには、憲法・行政法・国際法・情報法といった分野の優れた専門家にご参加いただけることになりました。これらの先生方との議論が大変刺激的なものになるであろうことは、確実に保証できます。嘱託研究員には、大阪市のヘイトスピーチ審査会で委員を務める方がいらっしやいますので、ヘイトスピーチについてまさに現時点で実社会に生じている問題性を直接うかがうことができます。そして、インターネットの各種事業者と交流のある方もいらっしやるので、インターネット上での違法・不適切表現への対処をめぐる現実の争点についてリアルに知ることもできるで

しょう。そして、国際人権法の専門家の声によって、より広い視点から日本の問題状況を反省することも可能となると考えております。

もちろん、「インターネットと人権」にまつわる問題は、ヘイトスピーチだけではありません。今はやりの(?) フェイクニュースなど、虚偽表現による名誉毀損も重要な問題です。また、いつまでも情報が漂い続けるというインターネットの特性に対抗するために、前科など過去の自分の不利益な情報が検索結果に表示されなくなることなどを求める、いわゆる「忘れられる権利」が認められるかといった問題もあります。一方、いわゆるデジタル・デバイドを防ぐためには、インターネットへのアクセスを広く保障することもまた、人権問題として理解することもできるでしょう。

プロジェクトの期間である三年間に、これらの問題についての検討を深め、研究成果を発信できるよう努力する所存です。私は、当センターの仕事をするのは初めてですので、いろいろと勝手のわからないこともあるかと思えます。専門研究員の杉木志帆さんをはじめとするセンターの方々によって助けていただきながら、研究を進めていこうと思っております。

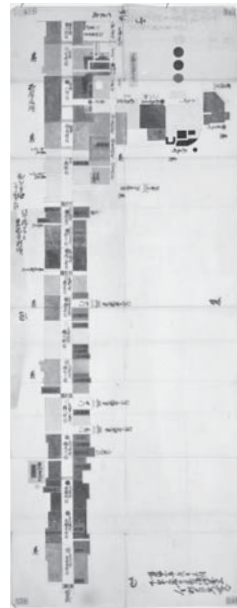
## 「共に生きる地域研究の可能性」



研究センタープロジェクトチーム二  
（共に生きる地域研究の可能性）リーダー  
同志社大学文学部教授

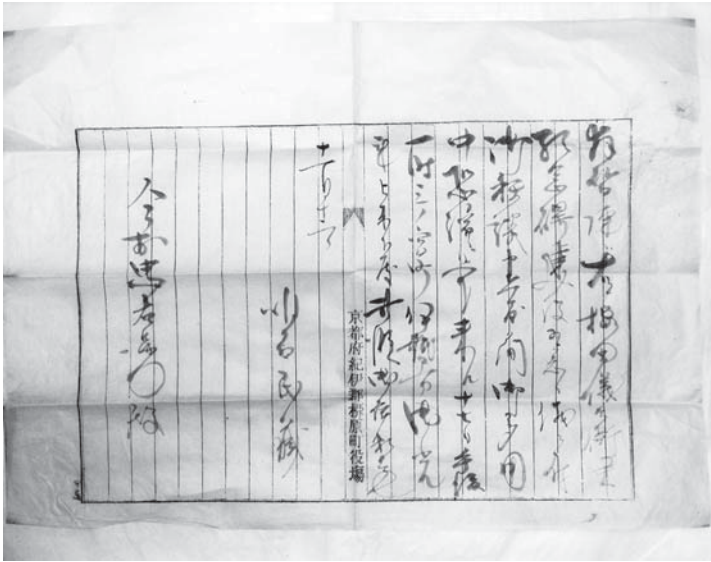
小林 丈広

本研究は、これまでの世界人権問題研究センターにおける歴史学や社会学などの分野による研究活動の成果を踏まえ、より学際性と普遍性、さらには今後に向けての継続性を考えてテーマ設定したものです。「地域研究」としたのは、ある地域を歴史的視点だけでなく、政治・法・経済・文化・社会・医療・土木・産業・交通など多角的な視点から分析するためです。本研究では、日本の地域社会を考える上で、欠かすことができないものとして被差別部落を視野に入れていきますので、本研究の対象地域には被差別部落が含まれます。



下京三十一番組絵図

ただ、その地域に関わるのであれば、在日外国人や女性、障がいのある方など多様な存在も対象となります。そうした方法による研究対象として、これからの三年間では、京都市の下京区から東山区、南区にかけて広がる鴨川・高瀬川流域一帯を取り上げることになります。この地域を研究対象に選ぶことができたのは、二十年程前にこの地域に関係する大量の古文書（今村家文書）が見つかった以来、関係者が今村家文書研究会を組織して整理や翻刻を進め、数年前にその一部が史料集として刊行されたからです（『今村家文書史料集』全二巻）。この古文書は、中世末期から近代初頭にかけての約三百年間にわたるもので、被差別部落を含む



今村忠右衛門宛明石民蔵書簡

地域の史料としては、これまで京都市内で見つかったものの中でもっともまとまったものといえることがで

きます。したがって、この古文書の解読をさらに進めることで、日本の地域社会に関する理解が大きく進展することが期待できます。そこで本研究では、これまで今村家文書研究会が行ってきた研究活動の成果を受け継ぎ、世界人権問題研究センターの研究活動に生かさせていただくことにしました。

本研究ではまず、十数年もの間今村家文書研究会が行ってきたように、地道に翻刻作業を進め、地域研究に対する新しい知見の発見に努めることにします。その成果は、史料集の続編やハンディなパンフレット、シンポジウム、講演会など、その時々で可能な方法で公開します。また、本研究ではさらに、今村家文書の寄託先である京都市歴史資料館、対象地域と深い関係にある柳原銀行記念資料館などと連携し、関係地域や施設での展示会やイベントに積極的に協力することにします。まずは、既刊の『今村家文書史料集』や『連続歴史講座「東山区今村家の歴史遺産」の記録』などをご覧頂き、今後の研究の進展にご協力いただければ幸いです。

# 子どもの貧困と人権 EBPとVBP



研究センタープロジェクトチーム三  
(子どもの人権) リーダー  
大阪府立大学大学院人間社会システム  
科学研究科教授

## 山野 則子

日本が子どもの権利条約に批准して、はや半世紀が経とうとしている。子どもの権利条約の内容への理解は乏しく、途上国の問題だと認識する人々はまだまだ多い。児童福祉法に理念として「子どもの権利条約にのっとる」「子どもの最善の利益を考慮する」という文言を挿入したのは、二〇一七年というスピード感である。すなわち、子どもたちが暮らす地域や学校では、さらに認識は不十分である。

しかし、子どもの生活実態は、厳しいものがあり、国

民生活基礎調査で、平均的な所得（等価可処分所得の中央値）の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」が、二〇一二年に16.3%と過去最悪を示した（二〇一六年13.9%）。大阪府内自治体から、受託して分析した結果（大阪府立大学二〇一七）においては、母子世帯では、その8割ほどが中央値に満たない生活をしていることを明らかにした。これらの経済的厳しい世帯ほど健康や学力の格差となつていることも示してきた。これら明らかになつた調査結果から、新たな施策を政府や自治体がうち出していくべき時期であるが、せっかく行つた子どもの貧困の実態調査のエビデンスに基づいた政策と展開しにくいもどかしさも存在する。

例えば、貧困対策で打ち出した、子どもの最善の利益のために学校を拠点にした、学校プラットフォーム構想も論点がすりかわり、市のプラットフォームや連携協働の話や予算の問題になつてしまつている。その意味が真に理解されていない。対策が実現されるために、本当の



壁は、世論の認識にあるのではないかと考える。その壁の1つは人権や貧困に対する認識であり、もう1つは公平に対する教育者の認識である。前者は日本の恥の文化であり、後者は学校文化といわれるものでないだろうか。これらを変革することは、容易いものではない。ここにはエビデンスの話、価値の話が存在する。

エビデンス・ベースド・プラクティス（EBP）が福祉の世界でも言われているが、実際、国や地方自治体のなかで、事業評価をしっかりと支援の受理の有無や支援の事前事後での調査や、コーホートで支援が先々の子どもの成長、学力、社会性にどのように影響していくのかなどの調査研究は十分なされない。そのまま、また新たな研究や支援方法が出されていくことが繰り返される。しっかり政策立案者と実践家、研究者が対話型で議論し、事業の改善や修正を行うことも可能であり、そういった場を作るべきである。これは価値の共有になり、単に評価を行うだけでなく価値に基づく実践（VBP）つまり意思決定となり、事業や政策の真の発展のために貢献する。

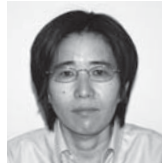
これらが共存するためには、「子どもの最善の利益」という理論的枠組みが必要であると考える。具体的には、児童福祉法にも子どもの権利が明記された今、子どもの人権を守ろうとすると子どもたちの公平性を害しているように見える教育現場、社会は子どもの人権をどうとらえ直せばいいのか。さらに加えると、侵せないはずの人権であるが、他の価値観（例えば公平性という価値観）を持ち出すことで侵害が助長される社会に対して、どうすればいいのか。この問いに各研究者が、歴史、理論、実践、実践理論、社会保障、公共政策や教育政策において、議論を加え理論形成に取り組みたい。

最終的には、子どもの貧困対策の実現を支えるために、子どもの権利を軸に、本質的な分野横断的な理論を提示していけることを目指したい。結果、エビデンスに基づく政策を支える理論構築となるであろう。

#### 〈文献〉

大阪府立大学（二〇一七）「大阪府子どもの生活実態調査」(研究代表山野則子)

## 女性差別撤廃条約総括所見を めぐる総合的研究について



研究センタープロジェクトチーム四  
（女性差別撤廃条約総括所見をめぐる  
総合的研究）リーダー  
弁護士

吉田 容子

当チームでは、女性差別撤廃条約にかかる総括所見の日本での実施状況を検討し、政治的意思の欠如を含めた実施阻害要因を学際的に明らかにする研究を行っています（二〇一七年度からの三年計画で、日本学術振興会の助成金を受領）。

日本が一九八五年にこの条約を批准してから既に三〇余年が経過し、国連女性差別撤廃委員会は本条約の日本国内における実施状況について五回の審査を行い、総括所見を示してきました。しかし、いまだ日本国内でこの条約が十分に実施されているとは言い難く、実施を阻害する要因の分析もほとんどなされていません。そこ

で、①総括所見の国内的意義について女性差別撤廃委員会の見解を明らかにし、日本の法制度が影響を受けたドイツ・フランス・英国と、社会的側面から日本と同じ文化圏である韓国における、実施体制と実施状況を考察する、②法学的アプローチに加えて、社会学・歴史学・宗教学的アプローチを用いることにより、日本における総括所見の実施阻害要因について多角的視点から学際的な検討を行い、その際、総括所見実施体制の脆弱性、政治的少数者の政治参加システム、国内裁判所の姿勢（法学・法曹教育を含む）、教育、労働、生殖、家族、マイノリティ、暴力などの問題を取り上げ、法の不備を含めた制度的課題だけでなく、日本国内に温存され女性差別の根源となっている意識や歴史、社会慣行なども含めて検討を行い、日本における女性差別の根源的課題を明らかにする、③そのうえで改善に向けた政策的提言を行う、という研究を開始しました。

二〇一七年度は、各自が分担に従った文献調査を行い、共同研究会で進捗状況を報告し、討論しました。扱ったテーマは、不完全な国内本部機構とジェンダー平等に関する体系の不存在、総括所見の拘束性、国連SOGI人権施策、性的マイノリティの権利保障、日本軍「慰安婦」問題、性犯罪とDVにかかる法制度、裁判官のジェ

ンダーに関する法曹教育、国内裁判所における国際人権法、女人禁制の理由と意味、近代天皇制と性差別問題、子育て家族における就労と家庭生活の両立、生殖をめぐる女性の権利（胎児の障害との関連で）、学校制服の意味などです。

二〇一八年度は、さらに文献調査、ワールドワークやインタビュー等による調査を行い、共同研究会での報告・討論を経て、検討すべき課題を抽出し、予定です。扱うテーマは、諸外国の総括所見の実施体制と実施状況、国内での人権条約総括所見の位置づけ、性差別の現状把握と解消に向けた教育の課題、職場における制度整備と利用、移民女性の実態、障害児の出生・育児をめぐる環境変化、日本軍「慰安婦問題」とジェンダー、天皇制と皇室典範における女性の地位、諸外国のジェンダーに基づく暴力の実情（法制度、意識を含む）などを予定しています。

以上の研究成果を踏まえ、二〇一九年度には、各担当者の分析を統合し、女性差別撤廃条約総括所見の国内的意義を明らかにし、国内実施における阻害要因を整理し、そこから具体的な政策提言を導き出す作業を行います。研究成果の還元は、報告書の発行、市民向けシンポジウムの開催、市民向け啓発リーフレットの作成などに

よって行う予定です。

本条約は、性に基づくものであれば区別も排除も制限もすべて差別にあたること、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他いかなる分野における差別も含むことを明らかにし（一条）、締約国に「法上の差別」だけでなく慣習・慣行等を含めた「事実上の差別」の修正・廃止も含めた差別撤廃のための政策を遅滞なく追及することを義務付けています（二条）。そして、実際の生活では法や行政施策が発動される場面はむしろ少なく、差別の温存には文化的・社会的要因が大きく寄与していることからすれば、これを改善する施策形成の必要性が相当に大きいものと言えるところに、法制度・行政施策は意識的にかつ比較的短期間に変更することが可能であることから、これら施策の形成・実施の必要性も同様に大きいものといえます。従って、文化的・社会的要因を低減し除去する目的と効果を含有する法と行政施策が必要であるといえます。

日常生活の中で本条約の存在を実感することは少なく、女性差別撤廃委員会による審査と総括所見をご存じない方もいるかもしれません。しかし、本条約の確実な実施は平等な社会への重要な筋道です。当チームはそのような思いで研究を進めています。

## 「移住者と人権」研究チームの 発足によせて



研究センタープロジェクトチーム五  
「移住者と人権」リーダー

立命館大学大学院法務研究科特任教授

薬師寺公夫

二〇一八年四月より世界人権問題研究センターでは「移住者と人権」をテーマとする新しい研究チームが発足する。この研究チームは、国際人権、在住外国人の人権、子どもの権利等の教育・社会問題を主な研究対象とする研究員で構成される。専門も分野も異なる多様な研究員の共同作業によって、人の移動に伴ういくつかの人権問題をグローバルな視点で現状分析するとともに、いくつかの課題について可能な提言を行うことをめざしている。

国連の人権条約を含め、国際人権文書は、基本的に個人の人権に対応する国家の義務を規定する。その義務は今日では、人権を侵害しない消極的義務だけな

く、人権を第三者の侵害から保護したり、人権を実現する基盤を整備し給付を行ったりする積極的義務を含む多様なものとなっている。国際人権文書が直接州や地方自治体を拘束するかについては議論が分かれる。しかし、国際人権は、国家機関の立法措置や行政措置、人権侵害があった場合の司法的救済措置だけを通じて実現できるものではない。日本でも、実際には、国の権限と義務は、多くの場合、地方自治法に定める「自治事務」や「法定受託事務」を通じて、生活をしている住民の暮らしの現場にとどけられている。グローバルな視点が必要なゆえんだと思われる。移住に係る国際人権も、憲法の人権規定とか、出入国管理及び難民認定法、国籍法、国民年金法、生活保護法、民法（不法行為など）、国家賠償法、刑法、刑事訴訟法、労働法などなどといった諸々の国内法を大前提としつつも、その実務の少なくない部分が、地方自治体という現場を通じて日々の生活の中で実施されている。

そこで、この研究チームでは、ニューカマーズと呼ばれる人々も含めて関西（京都市市を中心に兵庫、大阪、滋賀など）における在住外国人の在住、就業、留学、子どもの教育、進路、生活などの統計や実態調査の結果、ならびに、各関係自治体の施策等も比較・分析することによって、国際人権という視点から見て国や地

方自治体が抱えている喫緊の課題や解決の方向性について検討し、可能なものについては提言も行っていきたいと考えている。例えば、日本は人種差別撤廃条約の留保付きではあるが当事国であり、京都朝鮮第一初級学校へイトスピーチ事件の一つの契機に、二〇一六年六月三日にはイトスピーチ解消法が制定された。同法第三条は、国民に対して「本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない」と定めているが、罰則を定めているわけではなく、理念を示した法律と言われている。地方自治体はイトスピーチの解消のための教育の充実や啓発活動を実施するように努めるとともに、地域の実情に応じた施策を講ずることを求められている。これを受けて、大阪府は条例を制定し、川崎市や京都府はガイドラインを策定している。地方自治体が国内法を媒介として国際人権と関わりをもつ一例である。

国際的な視野という点では、人の移動に関連して、さまざまな人権問題が生起してきている。今年度秋の人権大学講座に「移住者と人権」プロジェクトチームでとりあげようとしている世界の深刻な「難民」問題（ヨーロッパの難民危機やロヒンギャ問題）も、その一つで、日本や東アジアも決して例外ではない。難民受

入れが、どのような苦難と新しい価値とを生み出しているのか、を分析・検討することも重要な課題になっている。難民問題とは別個独立の問題であるが、二〇一七年七月に国連の「強制又は非自発的失踪に関する作業部会」(WGEPID) が移住の文脈で生ずる強制失踪に関する報告書(文書番号A/HRC/36/39/Annex)をまとめた。昨年二月に韓国ソウルで開かれた専門家会合に強制失踪委員会を代表して参加させていただいた経緯もあり、人の越境移動に伴って生じているさまざまな原因に基づく失踪(その中には政治的な理由によるものもあれば、人身取引等によるものもある)が東アジアを含め重大な問題として登場していることに警鐘を鳴らし、対応策を提案した同報告書は是非研究チームでも報告して検討してもらおうと思っている。さらに、経済のグローバル化に伴う人の移動はさまざまな労働、生活の諸問題を生じさせることが予想される。アジア法整備支援事業に関わってこられた研究者のアイデアもいたたきながら、こうした諸問題のどの側面に焦点をあてて研究を進めていくか、新チームにおいて十分議論をしながら年計画をたてて、世界人権問題研究センターの研究の一翼を担っていただければと考えている。さまざまのご示唆、またご鞭撻をお願い申し上げます。



## 企業の社会的責任と人権



研究センタープロジェクトチーム六  
（企業の社会的責任と人権に関する研究）  
リーダー  
京都大学名誉教授

### 西村健一郎

一 企業と人権における課題は、言うまでもなく、「企業と労働」という問題領域よりかなり広く、企業内で業務に従事する人（労働者）に加えて、企業の周辺に住む人々、企業が製造する製品を購入する消費者などにも関係することがあり、そのためこれらの人々が、企業の活動によってどのような影響をうけるかも対象にする必要がある。これまで主として、企業と人権に関しては主として労働法・社会保障法の観点から考察し取り扱ってきたが、それでは少し狭いということである。現在、重要な課題として取り上げられてきているのが企業の社会的責任（CSR、Corporate

Social Responsibility）である。CSRというと、「法令遵守」（compliance、「コンプライアンス」）に目が向くが、近年、このCSRは、「持続可能な開発目標」（SDGs, Sustainable Development Goals）という形で展開されてきていることが注目される。この中には、人権問題に対する「企業」自身の積極的な取り組みの促進も含まれていることは言うまでもない。その背景には、いうまでもなく、二〇一五年九月の、国連における持続可能な開発サミットにおいて、新たな国際目標として採択された「持続可能な開発目標」が、国家だけではなく、企業の主体的・積極的な取り組みを求めているということがある。それは、世界人権宣言や国際人権規約（社会権規約、自由権規約）における人権の尊重、人間の尊厳の思想を踏まえたものである。また現在、企業の投資活動にも一定の制約が課せられてきていることを忘れてはならない。それが、ESG（Environment Social Governance）投資である。わが国の年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）も、二〇一五年九月に、国連責任投資原則に署名し、その資金運用にESGの視点を反映させることを宣言している。

こうした状況を受けて、わが国では、SDGsを達成



するための具体的な施策の一つのうち、あらゆる人々の活躍の推進のための施策として、多様な働き方のための選択肢の拡大（在宅勤務・テレワーク、兼業・副業など）、長時間労働の是正、子育て支援、障害者雇用の推進、労働災害防止対策等が取り上げられている。

二 当チームにおいては、企業と人権の観点から、SDGs（持続可能な開発目標）を達成するために、あらゆる人々の活躍の推進を図るための法政策・法解釈のあり方について、検討を行い、研究を積みかさねていくつもりである。具体的には、①安全な職場づくりに関する研究、②ダイバシテイイマネージメント・多様な働き方の選択肢の拡大、女性活躍推進に関する研究を挙げることができる。

①では、現在、企業で大きな課題となっているメンタルヘルスと労災補償の研究が、法令および判例の検討を含めて行われる必要がある。うつ病を理由に休職した労働者は、休職期間が満了すると復職（現職復帰）あるいは退職・解雇が問題となるが、その復職の可否をめぐる企業と法的紛争になるケースも数多く存在する。これらのケースについては、緻密な判例研究が

必要になろう。これと併せて、企業でなお多くの紛争事例が見られるパワハラ、セクハラといった問題についても、判例研究、事例研究を行う必要がある。さらに、長時間労働の是正、ワークライフバランスの実現を図るために、何が具体的に大きな障害になっているのか、検討する必要がある。

また、②の具体的な取り組みでは、人権の観点から、ダイバシテイ（多様性）を尊重した働き方の実現を目指す法のあり方を明らかにしていきたい。女性活躍推進に関しては、企業が女性活躍のためにいかなる取り組みを行っているかを調査し、その取り組みの実効性を検証するとともに、法政策のあり方について検討する必要がある。近年、ICTを活用した働き方の普及に伴い、テレワークの活用が推進されているが、その際にそこで問題になりうる法的課題について、考察する必要性もある。さらに、子育て・介護に従事する者の雇用政策を考えることが、年間10万人と言われる介護離職の現実を踏まえて、必要であろう。つけ加えて述べれば、既存の制度である社会保険についても、その人権保障に果たす意義を再検討することも重要である。

## 講演会

### 「SDGs時代の企業の社会的責任を考える」

二〇一八年一月二日、キャンパスプラザ京都にて、標記の講演会を開催しました。二〇一五年九月に国連総会で「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals…SDGs)」が採択されたことを受け、二〇一七年一月に経団連も「企業行動憲章」を改定したところ、本講演会の前半では、その改定に当たりタスクフォースの座長を務められた関正雄さんを講師にお迎えし、SDGsおよび新たな企業行動憲章について基調講演をいただきました。後半には、関さんと当センターの坂本茂樹所長との対談を行った後、来場された皆様からご質問をいただき、さらに議論が展開されました。

#### ◆基調講演の要旨

まず、CSR(企業の社会的責任)というものをどのように理解するか、という問題があります。欧州委員会によれば、それは「社会に与えるインパクトに対

する企業の責任」と定義され、その内容としては、社会的、環境的、倫理的な観点や人権、消費者の関心事項を、自らの業務運営や中核的戦略の中に統合すること、企業が社会にもたらしうる負の影響を明らかにし、予防・緩和することなどが挙げられています。

SDGsは、開発問題や貧困問題、環境問題等に関し、二〇一六年から二〇三〇年までの間に国際社会が達成すべき一七の目標と一六九の具体的なターゲット・指標を設定していますが、その根本理念として、*Leave No One Behind*(誰も置き去りにしない)、*Transformation*(大変革)というキーワードが強調されています。このようなSDGsを達成していく上での企業の役割としては、まず、課題解決のための創造性や、イノベーションをもたらす力といったリソースを提供していくことが求められています。また、企業のバリューチェーン全体の中で貧困層を取り込んでいき、それによって雇用の創出、そのような人々の生活上、社会的インパクトを生み出すといった効果が生じ、それは同時に企業価値を生み出すことにもつながります。これは、社会が求めているものを企業が提供することによって自らの価値も上げていくという「共有価値の創造」であり、SDG

sの達成と軌を一にする企業戦略です。

SDGsの意義は、人間中心で包摂的かつ持続可能な社会を作っていくことに尽きるのであり、それは人権こそがSDGsの根底にあるということです。現在、日本を含む各国の政府がビジネスと人権に関する自主行動計画を策定していますが、その柱となるのが「人権デューデリジエンス」です。これは、人権を尊重するために、組織が自らの活動及び関係先の活動から生じる人権への影響を特定し、防止し、対処する一連のプロセス（PDCAサイクル）のことをいいます。人権を尊重しようという単なる精神論ではなく、具体的なマネジメントに落とし込む、これが企業として取るべき手段です。以上のようなSDGsと人権擁護の考え方は、改定後の企業行動憲章にも取り入れられています。

また、欧州で普及している手法として、「マルチステークホルダー・プロセス」というものがあります。これは、利害関係を有する多種多様なステークホルダーが集まって合議をし、様々な意見を考慮しながら政策を作り上げていくというものです。これには多大な時間と労力を要しますが、いったん合意ができればそれは非常に安定的なものになります。

#### ◆対談および会場質問

坂本所長から、関さんが講演の中で言及された、SDGsの達成のために用いられる革新的な目標設定の在り方についての質問がありました。関さんからは、達成に数十年を要する大きな課題に取り組むに当たっては、過去にやってきたことを前提にそれを改善していくという発想ではなく、数十年というスパンで物事を考えて、「そこに到達するために、今何をしなければならぬか」というバック・キヤスティングの手法が鍵になる、との回答がありました。

会場からは、SDGsのために行政が担っていける役割は何か、という質問がありました。関さんの回答では、市場のルールや人々の価値観・行動をも大きく変えていくためには、政府が一貫性を持った政策と長期のビジョンを打ちだしていく必要があること、国民や企業を取り巻くステークホルダーに対してSDGsの啓発をしたり、あるいは具体的な活動を共に起こしたりしていくという点でも行政がリーダーシップを発揮していくべきことが指摘されました。

(文責：プロジェクトチーム六研究員 青木 克也)



# ビジョン策定の経緯と 研究部門の改編

研究センター常務理事

西川 隆善

この稿では、「(公財)世界人権問題研究センター改革ビジョン」(以下、「ビジョン」という。)のうち、ビジョン策定の経緯と研究部門の改編についてご説明します。ビジョンの概要については、本号別稿で理事長がご紹介されていますが、ホームページ (<http://www.khri.or.jp/>)にもビジョンの全文を掲出していますので、ご覧いただければ幸いです。

## 1 ビジョン策定の経緯

まず、ビジョン策定の経緯について簡単に説明します。二〇一三年五月にセンターの第1期中期計画(ビジョンは第2期中期計画)が策定されましたが、その中で現代的な人権課題の研究テーマ化が大きな課題として位置づけられていました。二〇一五年に大谷實理事長が就任

されるとこの懸案に着手され、「企業と人権」をテーマとする研究第六部の立ち上げに向けて動き出すことになりました。

ところが、第六部がスタートを切ろうとしていた矢先の二〇一六年二月、京都府・京都市の補助金の削減と日銀による金融緩和が打ち出され、財務上、今後のセンターの継続が不安視されたことから、持続可能な財務運営の確立を図りながら研究の活性化をどう図るかが喫緊の課題となりました。そこで、外部委員による「センターのあり方検討委員会」で議論していただき、ビジョンとして今後の方向性を明らかにした次第です。

## 2 研究部門の改編

(一) プロジェクト型研究チーム ビジョンの最も大きな特徴は、研究部門における「常設型研究チーム」から「プロジェクト型研究チーム」への研究体制の改編です。

現代的人権課題が日々生起する状況にあって、財務状況が厳しい中でも、時宜に合った人権課題を取り上げるためには、「プロジェクト型」のチーム編成が効果的であることが明らかになりました。その際、科研費の制度を参考にしながら、基本的に3年間で研究の成果をまとめ上げ、順次チームを改編することとし、変化するチームの選定については、外部の研究者の協力も得ながら「チーム編成会議」で議論し決定していくこととしました。財務上の事情から、チーム数を一定数に抑制する必要があるですが、チームの改編によって幅広いテーマに

挑戦できる体制が整いました。新チームの研究テーマについては本号でチームリーダーの先生方に執筆していただいていますのでご参照ください。

(2) 登録研究員制度 研究部門におけるもう一つの特徴は、プロジェクト型研究チームとは別に、新たに「登録研究員制度」を設けたことです。

センターでは23年間にわたり5つの研究部に、常時100名近い研究員が所属し、人権問題の共同研究を重ねてきた歴史と実績がありますが、その中で育まれた研究員間のネットワークや研究の継続性をどう確保するかが難問でした。厳しい財務状況のため、プロジェクトチーム以外に予算をつける余裕はありません。旧研究部に所属されていた研究員全員を対象に、失礼な話ながら、研究会のために何もお支払いすることはできないがセンターの場所は提供できるという前提で登録の意向を確認した結果、ほとんどの方が引き続きセンターで研究や交流を続けたいとの意向を示され、これを受けて登録研究員制度をスタートさせることになりました。感謝に堪えません。この制度は、プロジェクトチームで研究を終えた研究員の皆さんが引き続きセンターに留まって研究していたいただく時の受け皿としても活用できます。なお、プロジェクトチーム又は登録研究員に留まっていた旧研究部の研究員の人数は9割近くに上ります。

### 3 研究成果の分かりやすい発信

もう一つ大切なことがビジョンに記載されています。当センターは啓発機関ではなく研究機関であるため、研

究成果についてとすれば専門的な記述のまま外部に発信されがちでしたが、京都府・京都市から基本財産の出損に加え運営補助金を交付されていることから、研究成果を府民・市民に分かりやすく発信することはセンターのミッションであるということが「あり方検討委員会」で確認され、ビジョンに明記されました。分かりやすいパンフレットの刊行やシンポジウムによる発信などを考えています。

### 4 二〇一八年度からの新規事業

最後に、Reスタートを期して始まる新規事業を紹介します。

- ①人権ゆかりゼミナール 講師の先生方と膝を交えてゆつくりと話ができる少人数登録制のゼミナール。芸能史がご専門の山路興造先生と朝鮮通信使を研究しておられる仲尾宏先生が担当されます。
- ②一般図書会員制度 図書会員の登録をしていただいたら図書の貸出しができます。(年会費、千円)
- ③研究論文等のデジタル化 センターの特徴であり強みでもある論文等の研究成果を段階的にデジタル化しホームページに掲載します。
- ④アートと人権 季刊誌GLOBEの表紙上で、「表現することで私になれる」をコンセプトに、まずは「天才アーティスト」さんの作品をシリーズで紹介します。

センター一同、気持ちを新たに頑張りますので、ご支援のほどよろしくお願いいたします。

## 2018年度 人権大学講座

人権大学講座は、国連の「世界人権宣言」50周年を機に、1998年に開設したもので今年度で21年目を迎えます。時の話題や社会の関心事などにも視点に向け、多彩なテーマで人権問題を考えていただけるよう講座を編成しています。

\*今年度も「人権大学講座」に「講座・人権ゆかりの地をたずねて」(※)を統合して実施します。

### ■ 講座日程表／講座内容

	月日曜	種別	時間	講座名	講師	備考
1	6月15日 (金)	開講式	13:20～13:30	センター所長 坂元 茂樹		
		シンポジウム	13:30～16:00	世界人権宣言70周年記念シンポジウム ～いま世界人権宣言を読み解く～	横田 洋三 坂元 茂樹 前田 直子 葉師寺公夫	—
2	7月3日 (火)	講義	14:00～15:40	子どもの人権 ～子どもの貧困から考える～	山野 則子	PT3
3	7月17日 (火)	講義	14:00～15:40	社会保険と人権 ～社会保険の視点から企業の社会的責任と人権を考える～	藤木美能里	PT6
4	7月23日 (月)	講義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	朝鮮通信使のユネスコ遺産登録の意義	仲尾 宏	登録4
5	8月9日 (木)	ワーク ショップ	14:00～15:40	学んで活かそう！あなたの身近な国連女性差別撤廃条約 ～ワークショップ～	軽部 恵子 谷口 洋幸 山下 明子	PT4
6	8月29日 (水)	ワーク ショップ	14:00～15:40	ひょうたん島問題 ～多文化共生のためのワークショップ～	藤原 孝章	登録5
7	10月9日 (火)	講義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	明治維新期の京都と地域のリーダー	井岡 康時	PT2
8	10月12日 (金)	フィールド ワーク	13:30～16:00	部落問題を基礎からゆっくり学びませんか？ 崇仁～ひと・まち・れきし～	菱田不二三 藤尾まさよ 山内 政夫 山本 崇記	—
9	10月26日 (金)	講義	14:00～15:40	激動する世界の中の難民問題と法 ～事例から考える～	小畑 郁 川村 真理	PT5
10	11月13日 (火)	講義	14:00～15:40	インターネットと人権 ～その関係の両義性～	毛利 透	PT1
11	11月30日 (金)	講義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	前近代 被差別民の諸相 ～なぜ差別が生じたのか～	山路 興造	—
12	12月14日 (金)	講義	14:00～15:40	多様な性のあり方と人権	谷口 洋幸	PT4
13	1月21日 (月)	講義	14:00～15:40	精神障害者の法と人権	大谷 實	理事長
		修了式	15:40～15:50	研究センター理事長 大谷 實		

※会場：1 同志社大学寒梅館(上、烏丸今出川上る)

8 下京いきいき市民活動センター(下、上之町38)

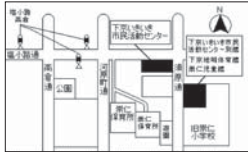
その他 ハートピア京都(中、烏丸丸太町下ル)

「旧ゆかり」は、「講座・人権ゆかりの地をたずねて」のことを示しています。

※「講座・人権ゆかりの地をたずねて」：京都の各地を人権の視点から紹介し、その歴史をたどりながら学ぶ講座  
備考欄「PT」はプロジェクトチーム、「登録」は登録チームを示しています。



会場案内



講義会場

※受付：初日 午後 1 時 00 分～  
以降 午後 1 時 30 分～

(シンポジウム フィールドワークを除く)

京都府立総合社会福祉会館 ハートピア京都

〒 604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町 375 番地

TEL 075-222-1777 / FAX 075-222-1778

- 京都市営地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車 5 番出口 (地下鉄連絡通路にて連結)
- 京都市バス、京都バス、JR バス 「烏丸丸太町」バス停下車 烏丸通り沿い南へ

シンポジウム会場

同志社大学寒梅館

〒 602-0023 京都市上京区烏丸通上立売下ル

御所八幡町 103

TEL 075-251-3120

- 京都市営地下鉄烏丸線「今出川」駅下車
- 京都市バス「烏丸今出川」バス停下車

フィールドワーク会場

京都市下京いきいき市民活動センター

〒 600-8266 京都市下京区上之町 38

TEL 075-371-8220

- 京都市バス「塩小路高倉」バス停下車

申込方法

受講料

1 回 1,000 円 全講座一括の場合 10,000 円

(初日のシンポジウムは受講料無料)

※全講座を一括で申込みいただくと受講料が割引となります。

※賛助会員は無料で受講できます。

受講手続き

○受講日前日までに、「受講申込書」(別紙)に必要な事項を記入し、郵送又は FAX で申込みの上、指定の金融機関口座に受講料を振り込んでください。複数の受講希望日をまとめて申込みが出来ます。

○申込み及び受講料の振り込みが間に合わない場合は、当日、会場での受付も可能です。

(ただし、定員を超過している場合は受講出来ません。)

・京都市銀行	府庁前支店	普通	853685
・三菱 UFJ 銀行	京都支店	普通	1222396
・京都中央信用金庫	本店	普通	1039688

申込先

公益財団法人世界人権問題研究センター

〒 604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

電話：075-231-2600 FAX：075-231-2750

E-mail jinken@kyoto.email.ne.jp

HP：http://www.mmjp.or.jp/jinken/research/index.html

◆研究部門の紹介（二〇一八年四月一日現在・五十音順）

所 長 坂元 茂樹（同志社大学法学部教授）  
特別客員研究員 大谷 實（理事長・前学校法人同志社総長）

○プロジェクトチーム一（インターネットと人権）

リーダー 毛利 透（京都大学大学院法学研究科教授）  
専任研究員 杉木 志帆  
嘱託研究員 角松 生史（神戸大学大学院法学研究科教授）

曾我部真裕（京都大学大学院法学研究科教授）  
中井伊都子（甲南大学法学部教授）  
成原 慧（九州大学法学研究院准教授）  
松本 和彦（大阪大学大学院高等司法研究科教授）

○プロジェクトチーム二（共に生きる地域研究の可能性）

リーダー 小林 文広（同志社大学文学部教授）  
井岡 康時（同志社大学他非常勤講師）  
専任研究員（非常勤）中川 理季

嘱託研究員 秋元 せき（京都市歴史資料館歴史調査員）  
小林ひろみ（瀬田工業高等学校校定時制臨時講師）  
関口 寛（四国大学経営情報学部准教授）  
廣岡 浄進（大阪市立大学人権問題研究センター准教授）  
山内 政夫（柳原銀行記念資料館事務局長）

○プロジェクトチーム三（子どもの人権）

リーダー 山野 則子（大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科教授）  
専任研究員 呉 永籟  
嘱託研究員 有江ディアナ（大阪産業大学他非常勤講師）

埋橋 孝文（同志社大学社会学部教授）  
惣脇 宏（京都産業大学現代社会学部教授）  
田中 宏樹（同志社大学大学院総合政策科学研究科教授）  
村井 琢哉（NPO法人山科醍醐こどもひろば理事長）  
村上 正直（大阪大学大学院国際公共政策研究科教授）

○プロジェクトチーム四（女性差別撤廃条約総括所見をめぐる総合的研究）

リーダー 吉田 容子（弁護士）  
専任研究員（非常勤）岡田 仁子  
嘱託研究員 斧出 節子（京都華頂大学現代家政学部教授）  
軽部 恵子（桃山学院大学法学部教授）  
谷口 洋幸（金沢大学国際基幹教育院准教授）  
林 陽子（弁護士）  
馬場 まみ（京都華頂大学現代家政学部教授）

伏見 裕子（大阪府立大学工業高等専門学校講師）  
堀江 有里（日本キリスト教団なか伝道所主任牧師）  
マーサ・メンセンディーク（同志社大学社会学部准教授）  
三成 美保（奈良女子大学研究院生活環境科学系教授）  
源 順子（関西大学非常勤講師）  
山下 明子（奈良大学非常勤講師）  
山下 泰子（文京学院大学名誉教授）  
米田 眞澄（神戸女学院大学文学部教授）

○プロジェクトチーム五（移住者と人権）

リーダー 葉師寺公夫（立命館大学大学院法務研究科特任教授）  
専任研究員 内田 晴子  
嘱託研究員 小畑 郁（名古屋大学大学院法学研究科教授）  
飛田 雄一（公財）神戸学生青年センター館長

○プロジェクトチーム六（企業の社会的責任と人権に関する研究）

- 古屋 哲（大谷大学非常勤講師）
- 前田 直子（京都女子大学法学部准教授）
- 水島 朋則（名古屋大学大学院法学研究科教授）

リーダー 西村健一郎（京都大学名誉教授）

専任研究員（非常勤）河野 尚子

嘱託研究員 青木 克也（京都大学大学院法学研究科後期課程）

稲谷 信行（京都大学大学院法学研究科一般特定助教）

上田 達子（同志社大学法学部教授）

植村 新（京都女子大学法学部准教授）

桑原 昌宏（元新潟大学法学部教授）

藤木美能里（特定社会保険労務士）

〔登録研究員〕

（登録チーム一）アジアにおける国際的人権保障の動態的研究

代表者 坂元 茂樹（所長・同志社大学法学部教授）

阿部 浩己（神奈川大学法科大学院教授）

※有江ティアナ（大阪産業大学他非常勤講師）

岩澤 雄司（東京大学法学部教授・自由権規約委員会委員長）

※小畑 郁（名古屋大学大学院法学研究科教授）

北村 泰三（中央大学大学院法学研究科教授）

※杉木 志帆（同志社大学嘱託講師他）

徳川 信治（立命館大学法学部教授）

※中井伊都子（甲南大学法学部教授）

西井 正弘（京都大学名誉教授）

初川 満（愛知学院大学法学研究科教授）

※前田 直子（京都女子大学法学部准教授）

（登録チーム二）近代都市における地域共同体の変容に関する歴史的研究

※水島 朋則（名古屋大学大学院法学研究科教授）

三輪 敦子（関西学院大学等非常勤講師）

※村上 正直（大阪大学大学院国際公共政策研究科教授）

※薬師寺公夫（立命館大学大学院法学研究科特任教授）

代表者 ※井岡 康時（同志社大学他非常勤講師）

※秋元 せき（京都市歴史資料館歴史調査員）

今村 壽子

梅田 千尋（京都女子大学文学部准教授）

奥本 武裕（奈良県立同和問題関係史料センター所長）

※小林 丈広（同志社大学文学部教授）

※小林ひろみ（瀬田工業高等学校定時制臨時講師）

河内 将芳（奈良大学文学部教授）

重光 豊（京都市教育委員会総合育成支援課参与）

※関口 寛（四国大学経営情報学部准教授）

※西山 剛（京都文化博物館学芸員）

※廣岡 淨進（大阪市立大学人権問題研究センター准教授）

※山内 政夫（柳原銀行記念資料館事務局長）

（登録チーム三）マイノリティの包摂／排除をめぐる生政治部落改善・融和政策の歴史社会学的研究

代表者 野口 道彦（大阪市立大学人権問題研究センター特任研究員）

※井岡 康時（同志社大学他非常勤講師）

石元 清英（関西大学社会学部教授）

奥本 武裕（奈良県立同和問題関係史料センター所長）

※小林 丈広（同志社大学文学部教授）

白石 正明（佐賀部落解放研究所研究員）

白石 正明（佐賀部落解放研究所研究員）

杉本 弘幸（佛教大学他非常勤講師）

※関口 寛（四国大学経営情報学部准教授）

田中 和男（関西学院大学非常勤講師）

手島 一雄（大阪大学非常勤講師）

※廣岡 浄進（大阪市立大学人権問題研究センター准教授）

矢野 亮（日本福祉大学福祉経営学部助教）

山本 崇記（静岡大学人文社会科学部准教授）

（無所属）

野崎 志帆（甲南女子大学文学部教授）

藤原 孝章（同志社女子大学現代社会学部教授）

古久保さくら（大阪市立大学大学院創造都市研究科准教授）

松波めぐみ（関西大学他非常勤講師）

山ノ内裕子（関西大学文学部教授）

下坂 守（京都国立博物館名誉館員）

菅澤 庸子

師岡 康子（大阪経済法科大学アジア太平洋異境センター客員研究員）

山路 興造（元京都市歴史資料館長）

吉田栄治郎（天理大学非常勤講師）

（注）複数チームへの登録あり

※印はプロジェクトチームの研究員

（登録チーム四） 京都における在日コリアンの歴史

代表者 水野 直樹（立命館大学文学部客員教授）

杉本 弘幸（佛教大学他非常勤講師）

高野 昭雄（大阪大谷大学教育学部准教授）

鄭 栄桓（明治学院大学教養教育センター准教授）

仲尾 宏（京都造形芸術大学客員教授）

盧 相永（大阪外語専門学校講師）

藤井幸之助（同志社大学嘱託講師）

松下 佳弘

安田 昌史（同志社大学大学院特任助手）

李 洙任（龍谷大学経営学部教授）

（登録チーム五） 人権と教育

代表者 中島 智子（元プール学院大学教授）

伊藤 悦子（京都教育大学教育学部教授）

岩槻 知也（京都女子大学発達教育学部教授）

上杉 孝實（京都大学名誉教授）

田中 宏（一橋大学名誉教授）

外川 正明（京都教育大学名誉教授）

友永 雄吾（龍谷大学国際学部准教授）

## 世界人権問題研究センター発行の刊行物の紹介



◎定価 1,000円(税込)  
～2,000円(+税)

### 「人権問題研究叢書」

当研究センターが取り組む調査・研究のさらなる活性化とその成果を広く国内外に発信し、人権文化の発展に寄与することを目的に創刊しました。当研究センター研究員が調査・研究活動を通じ、人権問題を科学的に考察し論著したものです。



◎定価  
1,800円(+税)

### 「人権歴史年表」

人権を主題として構成された年表は、ほとんど前例がないなかで人権問題を探求し、新たな人権文化の創造をめざす人々の学習の手引となるように編集しました。



### 季刊「グローブ」(研究センター通信) 年4回発行

当研究センターの研究活動やその他事業についての報告や予定、研究課題、研究員の紹介、外部からの声などを掲載しています。



◎定価  
2,000円(+税)

### 創立20周年記念出版

#### 「職能民へのまなざし」

前近代社会において、「職人(職能民)」と呼ばれた人々が如何なる位置に置かれ、どのようなまなざしを向けられていたかを共同研究した成果です。



◎定価  
1,500円(+税)

### 「歴史のなかの人権文化」

季刊誌グローブに創刊号以来、上田正昭名誉理事長が連載された歴史随想を全編収録しています。



◎定価  
8,200円(+税)

### 創立10周年記念出版

#### 「散所・声聞師・舞々の研究」

当研究センターでは、1996年から9年間にわたって共同研究として「散所に関する総合的研究」に取り組みましたが、その成果をまとめました。



◎定価  
1,800円(+税)

### 「京都市人権歴史紀行」

京都に残る人権に関わる場所、事柄、そこで生きた人々の後を訪ね、歴史を振り返るなかで、基本的人権や自由、平等、平和の大切さと、それを実現するためにどれほどたくさんの人々の努力が積み重ねられてきたかを学んでいただけます。



◎定価 各号  
2,500円(税込)

### 「研究紀要」の刊行(年1回発行)

「国際的人権保障体制の研究」「同和問題の研究」「定住外国人の人権問題の研究」「女性の人権問題の研究」「人権教育の理論と方法の研究」の5部門での個人研究の成果を公表しています。



### 創立20周年記念式典・シンポジウム 講演録

創立20周年の記念講演・シンポジウムを中心としています。



### フィールドから見る女性の身体と習俗

女性の身体に関わる出産や月経をめぐる「穢れ」について、その歴史を振り返り、見過ごされがちであった声をフィールドワークをとおして聴き取った共同研究の成果です。海外の事例もいくつかご紹介しています。

## 人権問題研究叢書 第16号、17・ブックレット刊行

叢書第16号 2018年3月刊行

### 問いとしての部落問題研究 — 近現代日本の忌避・排除・包摂

定価 1,500円（税別）

叢書第17号 2018年3月刊行

### 中近世の被差別民像 — 非人・河原者・散所

定価 1,500円（税別）

ブックレット 2018年3月刊行

### 考えたくなる人権教育キーコンセプト

定価 300円（税込）



◎お問い合わせ、お申込みは下記へ



公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750

[URL] <http://www.mmjp.or.jp/jinken/> [E-MAIL] [jinken@kyoto.email.ne.jp](mailto:jinken@kyoto.email.ne.jp)